

いじめの防止等のための基本的な方針

精道三川台小学校

精道三川台中学高等学校

精道三川台小学校並びに精道三川台中学高等学校（以下、当校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

◎いじめの防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

【いじめ防止等のための対策の基本理念】

いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に赦されない卑怯な行為である。

【いじめの防止】

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 児童生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 「毎日の良心の糾明」「司祭による講話」「人権教育」「道徳教育」「特別活動」を通して規範意識、命の大切さ、集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 教職員自らの模範と言葉、児童生徒と教職員の信頼と親しい語り合いを通して、いじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (4) 危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 教職員研修の充実などを通して、「いじめの問題」について教職員間の共通理解を図る。
- (6) 行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

【いじめの早期発見】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- (1) 児童生徒等の声に耳を傾ける。（アンケート調査、担任との個人面談、個人指導教師との話等）
- (2) 児童生徒等の行動を注視する。（日頃の声掛け、朝礼・集会、日々の記録等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（通信物・電話等の連絡・家庭訪問、保護者会、定期的な面談等）
- (4) 行政等の関係機関と連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）

【いじめに対する措置】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

- (1) いじめ問題に組織的に対応する。
- (2) 事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (3) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (4) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (5) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、情報共有を行う。

【いじめ防止等の対策のための組織】

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

◎校内委員会（名称；いじめ対策委員会）

委員長 校長、委員；教頭、生活指導主任（小学校）または生徒指導主事（中学高等学校）、形成部主任、学年主任、担任教員、個人指導教諭。

なお、必要に応じて当校指導司祭、スクールカウンセラー、心理・福祉・行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

◎【校内委員会の役割】

(1) 相談体制の拡充

校長は、生活指導主任または生徒指導主事・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員会の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、児童生徒等からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、重大事案と判断した場合は、速やかに総務部学事振興室に報告する。また、必要に応じて、警察への相談や通報を行う。

(2) 実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

(3) 教職員の取組支援

○ いじめ対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

○ 教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

○ インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。